

令和7年6月5日

遺失物取扱いのしおり (施設占有者の方へ)



福岡県博多警察署
会計課落とし物係

施設占有者（お店の経営者や施設管理者）の方へ

施設内の落とし物の取扱い、提出までの流れについて

● 施設内での落とし物の取扱い

- ・ お客さん等が施設内で落とし物を拾った場合、速やかに施設の占有者に届出するよう周知してください。
- ・ 落とし物（遺失物）とは、「占有者の意思によらず、かつ、奪取によらずに占有を離れたもの」と定義されています。つまり、持ち主が無意識のうちに落としてしまったものや、置き忘れたものなどのことで、預けたものやあげたもの、捨てたものは含まれません。

● 提出までの流れ

① 拾得者等からの落とし物の提出

拾得者（落とし物を拾ったお客さん等）から落とし物の届出を受けたときの確認事項

- ・ 拾得した日時・場所
- ・ 拾得者の住所・氏名・電話番号等
- ・ 拾得者の権利※
- ・ 遺失者に氏名等を告知して良いか否か

※ 拾得者の権利とは

- ・ 拾得物を届けるためにかかった費用を請求する権利（費用請求権）
 - ・ 遺失者が見つかった場合、報労金（お礼）を受ける権利（報労金請求権）
 - ・ 遺失者が見つからなかった場合、その所有権を取得する権利（所有権）
- があり、全ての権利を放棄すること、また一部の権利を放棄することもできます。

② 書面の交付

拾得者の求めがあったときは、

- ・ 落とし物の種類・特徴
- ・ 落とし物の交付を受けた日時
- ・ 施設の名称・所在地・施設占有者の氏名

を記載した書面（任意様式）を交付してください。

③ 拾得物件の掲示

落とし物の種類や特徴、拾われた日時・場所を見やすいところに掲示してください。閲覧できる書面の備え付けに代えることもできます。

④ 返還・提出

お客さんから預かった落とし物、施設占有者（従業員等）が拾った落とし物については、遺失者に返還するか、警察署長（警察署・交番・駐在所）に、預

かった日又は拾った日から1週間以内に提出してください。1週間を過ぎると権利を喪失します。

なお、警察へ提出する際は、物件とともに提出書を持参してください。

提出書には拾得者（落とし物を拾ったお客さん等）から届出を受けた日時（交付日時）も必要になります。

⑤ 警察での受付

拾得物件預り書を作成し施設占有者に交付します。なお、お客さんが拾得者の場合は警察署から拾得者の住所宛てに拾得物件受理通知書を送付します。

施設占有者の権利等について

● 施設内で拾得された物件について

- ・ 施設の従業員が拾得したときは施設占有者自らが拾得者となり、お客さんが拾得したときはお客さんが拾得者となります。

● 施設占有者の権利について

遺失者に返還できない物件は、お客さんから交付を受けた日又は自ら拾得した日の翌日から起算して1週間以内に警察に届け出る必要があります。

① 報労金を請求する権利（お礼がもらえる権利）

通常は落とし物の価格の100分の5以上100分の20以下に相当する額ですが、施設において拾得した場合の報労金の額は次のとおりです。

《報労金の額》

		報 労 金	
		お客さん	施設占有者
拾得者	お客さん	100分の2.5以上 100分の10以下	100分の2.5以上 100分の10以下
	施設占有者	なし	100分の5以上 100分の20以下

ただし、遺失者に返還された後1か月を経過すると、この請求をすることが出来なくなります。

② 拾得物の提出や保管などに要した費用を請求する権利

ただし、遺失者に返還や拾得者に引渡しをした後1か月を経過すると、この請求をすることが出来なくなります。

③ 所有権を取得する権利（拾得物がもらえる権利）

3か月の保管期間内に遺失者がわからなかった場合に、拾得物の所有権を取得することができます。

お客さんが拾得した場合はお客さんにこの権利がありますが、お客さんが権利を失っている（24時間以内に施設占有者へ落とし物を交付しなかった）場合や放棄している場合は施設占有者の権利となります。

ただし、所持禁止物件や個人情報関連物件等法令に定めがあるものは、所有権を取得できません。

また、所有権を取得した日から2か月以内に引取りをしなかった場合には、この権利は喪失します。

● 権利の放棄について

施設占有者は上記の権利について、一部の権利を放棄することや全ての権利を放棄することが出来ます。

また、拾得物の保管等に要した費用がある場合、所有権を取得し引き取る方に負担していただきます。ただし、あらかじめ一切の権利を放棄した場合には、費用負担の義務を負うことはありません。

● 氏名等の告知の同意の有無の確認

遺失者が判明し返還する際、氏名等を告知することに同意するか否かをお客さんに確認してください。

なお、「報労金を請求する権利」又は「拾得物の提出や保管などに要した費用を請求する権利」を放棄しなかった場合は、報労金の受け渡しのために氏名等の告知に同意していただく必要がありますので、お客さんにその旨を説明し理解を得てください。

参考 <遺失物法（平成18年法律第73号）>

第4条第2項

施設において物件の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

第13条第1項本文（施設占有者の義務等）

第4条第2項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。

<遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）>

第26条（施設占有者による物件の提出）

施設占有者は、法第4条第1項又は法第13条第1項の規定により警察署長に物件を提出するときは、次に掲げる事項を記載した提出書を当該警察署長に提出しなければならない。

- ① 物件に関する事項
物件の種類及び特徴・物件の拾得の日時及び場所・物件の交付の日時
- ② 施設占有者及び拾得者に関する事項
施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先・拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先・施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無・氏名等の告知の同意の有無

【お問い合わせ先】

福岡県博多警察署

所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号

電話番号 092-412-0110（音声ガイダンス1番）

受付時間 平日9時から16時まで

（※土、日、休日及び12月29日から1月3日は休みです）